

平成22年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 平成22年4月23日(金)
開会 午後2時04分 閉会 午後3時04分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 竹 尾 格 |
| 委員長職務代理者 | 沼 本 禧 一 |
| 委 員 | 宮 田 清 藏 |
| 委 員 | 角 田 富美子 |
| 委 員 | 森 本 寛 子 |
| 教 育 長 | 野 崎 芳 昭 |
- 5 出席職員
- | | |
|---------------|---------|
| 教 育 部 長 | 手 塚 光 利 |
| 教育部特命担当部長 | 二 谷 保 夫 |
| 教育部副参与兼教育企画課長 | 櫻 井 勉 |
| 教育部副参与兼学校運営課長 | 山 本 一 彦 |
| 教育部副参与兼教育指導課長 | 前 島 正 明 |
| 統 括 指 導 主 事 | 岡 本 賢 二 |
| 指 導 主 事 | 山 縣 弘 典 |
| 指 導 主 事 | 西 川 幸 延 |
| 教 育 支 援 課 長 | 南 里 由美子 |
| 社 会 教 育 課 長 | 磯 崎 修 |
| 教育部副参与兼公民館長 | 相 原 昇 |
| 図 書 館 長 | 奈 良 登喜江 |
| 教育部主幹(公民館) | 山 本 茂 |
- 6 事務局
- | | |
|--------------|---------|
| 教育企画課企画調整係長 | 清 水 達 美 |
| 教育企画課企画調整係主任 | 坂 本 義 隆 |
- 7 傍聴人 1人

平成22年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 平成22年4月23日（金） 午後2時00分から

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第26号 西東京市奨学生選考委員会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について
- 第3 議案第27号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第4 議案第28号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第5 議案第29号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について
- 第6 議案第30号 西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について（諮問）
- 第7 報告事項
 - (1) 第1回市議会定例会報告
 - (2) 児童・生徒数について
 - (3) 平成22年度西東京市教育委員会研究奨励事業 研究指定校・奨励校・研究奨励教員グループ一覧
 - (4) 平成21年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について
 - (5) 平成22年度公民館事業計画について
 - (6) 平成22年度図書館事業計画について
 - (7) 平成22年度菅平少年自然の家事業計画について
 - (8) 西東京市立中学校給食開始準備検討委員会中間報告書
- 第8 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 2 年第 4 回定例会
(4 月 2 3 日)

午後 2 時 0 4 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 22 年西東京市教育委員会第 4 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 26 号 西東京市奨学生選考委員会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、日程第 3 議案第 27 号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について、日程第 4 議案第 28 号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、日程第 5 議案第 29 号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第 26 号 西東京市奨学生選考委員会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成 22 年 4 月 1 日の人事異動に伴う西東京市奨学生選考委員会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第 5 条の規定により専決処分をしたため、同規則第 6 条の規定により報告を行うものでございます。

続きまして、議案第 27 号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

校長会の人事異動に伴う社会教育委員の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第 5 条の規定により専決処分をしたため、同規則第 6 条の規定により報告を行うものでございます。

続きまして、議案第 28 号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成 22 年 4 月 1 日の校長会の役員交代に伴う公民館運営審議会委員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第 5 条の規定により専決処分をしたため、同規則第 6 条の規定により報告を行うものでございます。

続きまして、議案第 29 号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成 22 年 4 月 1 日の都立高等学校長の人事異動及び校長会の役員交代に伴う図書館協議会委員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第 5 条の規定により専決処分をしたため、同規則第 6 条の規定により報告を行うものでございます。

各委員の詳細につきましては、それぞれの議案添付の専決処分書を御覧ください。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これよりまず議案第26号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第26号 西東京市奨学生選考委員会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

続いて議案第27号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第27号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

続いて議案第28号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第28号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

続いて議案第29号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第29号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第7 報告事項 (8) 西東京市立中学校給食開始準備検討委員会中間報告書について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

山本学校運営課長 それでは、報告事項 (8) 西東京市立中学校給食開始準備検討委員会中間報告書について、報告をいたします。

学校長や栄養士の代表など8名で構成された西東京市立中学校給食開始準備検討委員会は、平成20年8月から6回の検討委員会を開催し、事業が着実かつ円滑に実施できるように、現状に即した細部への調査・研究を行い、検討事項を中間報告としてまとめましたので、お手元の資料に沿って概要を御説明いたします。

はじめに、中学校給食を開始するにあたり、西東京市立中学校給食開始準備検討委員会では、細部への検討を行ってきた。

検討事項を、以下のとおり中間報告として取りまとめた。

各論の1 実施回数は、小学校と中学校の授業日数の違いによる給食提供の調整が必要である。調整・運用は実際に始まってからも改善、見直しを行っていくことが望まれる。

2 小学校と中学校との給食提供の調整。

(1) 小学校側での検討課題として、親子給食を実施する場合の一日の給食調理の流れは、中学校給食分を先に調理し、その後小学校分を調理することが望ましい。

調理の組み立ては、給食が調理されてから2時間以内に喫食するよう調理時間の組み立てを行う。

調理室等の整備は、調理室内のスペースを確保、拡大するための工夫が必要であり、整備にあたっては、予め学校側と十分な調整が必要である。

その他。小学校の調理に加えて中学校の調理が加わる分、人的配慮が必要である。

(2) 中学校側での検討課題として、給食コンテナ置き場の設置について。給食コンテナ置き場や給食配膳室は置かず、配送トラック到着後、速やかに給食コンテナを直接教室前まで配送する。

牛乳給食との関係。従来どおり中学校に直接配送し、牛乳配膳室において各教室向けに仕分ける。

配食の時間。各教室前への給食コンテナを配置する時は、授業時間中とし、生徒の教室移動との動線が重複しないよう、休み時間を避ける。

予備の食器の確保及びその保管場所。配送時等に食器が破損した場合に備えて、予備食器を主に中学校に確保することが望ましい。

(3) 共通課題。配送時の安全確保。特に注意を要する箇所については、学校のみならず、委託業者に徹底すること。

給食の配送体制。小学校の調理場から中学校の教室前までの配送は、運転手を含めて2人体制とする。

給食コンテナの施錠。異物混入防止等安全確保のため、鍵付仕様とする。

3 給食の申し込み方法。事前申込み制とし、希望者に対して給食を提供する。学期ごとの申し込みとする。

4 家庭弁当希望者への対応。「家庭弁当選択制」を採用する。外注弁当の斡旋やパンの販売は行わない。

5 給食費の額。小学校と同一のメニューを予定していること。また、一食の分量が小学校中学年の1.3倍程度であることや、近隣自治体の例などを勘案すると、一食あたり320円程度が妥当な水準であるとした。

6 徴収方法と還付。徴収方法は、保護者が学校指定の金融機関口座に振り込むことによることとし、学期ごとの希望申込み制とする。還付については、小学校給食費の精算及び返金の規定を中学年給食にも準用する。

7 現行の昼食時間と給食移行時の昼食時間。昼食時間は現状20分程度であるが、新たに配膳時間及び後片付けの時間が必要となることを考慮し、25分から30分程度の昼食時間を確保することが望ましい。

8 栄養士の配置。完全給食の実施に合わせ、中学校にも栄養士(嘱託員)を配置する。

9 アレルギーへの対応。詳細な献立表の作成及び提示で対応する。小学校と異なる対応となるため、給食申し込みの際の判断材料として、保護者に事前に周知する。

10 給食配膳方法。中学校までは2クラス分の給食をコンテナに詰めて、リフター付トラックで配送する。コンテナは教室前まで配送する。

11 その他。

(1) 小学校の給食室改修工事が夏休みに終わらない場合の対応。小学校給食室の調理機器の充実及び施設改修工事は、原則として夏休み期間中に実施する。工事が夏休み明け以降にずれ込んだ場合には、工事完了までの期間、ランチボックスを提供し、通常の給食費との差額を市で負担する。

(2) 中学校給食に使用する食器、食缶等。食器は小学校と同様、強化磁器製のものを採用する。サイズは中学校の喫食量に見合ったものとする。食缶、バット等は保温性のあるものを使用する。

(3) 市民への広報。内容や方針が固まった段階で、適時、市報等で周知する。給食開始にあたり学校が行う説明会には、必要に応じ教育委員会の職員が出席する。

(4) 中学校給食の開始時期について。調理業務に係る必要人員の手配・教育や調理機器操作に習熟するための期間等が必要となる。また、9月開始とすることが適当である。

まとめといたしまして、中学校給食を開始するまでの間、事業の円滑な実施に向けて、引き続き、当委員会で検討を行い、後日、その成果を改めて最終報告書としてまとめます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 8番の栄養士さんというのは、どういうことをやるんでしょうか。

山本学校運営課長 中学校側に配置する栄養士でございますが、仕事といたしましては、一つは、中学校側の給食の献立の意向を小学校側にも通知しまして、そこで献立の調整を図るという役割を担っていただきます。

それと、もう一つは、大きな柱は食育の柱として担当をしていただくということでございます。

あと、3つ目といたしましては、給食費の扱い等についてある程度の事務をやっていただくということを想定しております。

以上でございます。

角田委員 その次の9番のアレルギーへの対応なんですが、申し込みの際の判断材料として、保護者に事前に周知するという事は、小学校と同じようにやりますよということですか。このあたりをもうちょっと説明をお願いします。

山本学校運営課長 小学校におきましては、現在、除去食対応ということで個別に対応しております。しかしながら中学校になりますと、個々につくったものを個々に梱包して運ぶというわけではございませんので、その辺につきましては、献立表をもって、例えば今日の献立の中には卵が使われていますとか、豆が使われていますとか、そういった献立表の中で明示することによりまして、中学生に当たっては自分でそれを除いて食べるということを想定するために、事前の周知が必要となるというふうに考えているところでございます。

森本委員 開始時期が4月ではなく9月ということですが、こちらのほうについては、現在、広報とかは何かの方法としては既にされてはいるんでしょうか。お尋ねします。

山本学校運営課長 今の問題につきましては、実はこの中学校給食開始準備検討委員会である程度の方向性を出していただいているところでございますが、この後、議題として提出させていただきます中にありますように、中学校給食の運営審議会でその開始時期につきまして答申をいただきたいというふうに考えているところでございます。

したがって、その答申が出た段階で正式には市内の皆さんに向けて周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

沼本委員 中学校側での検討課題の のところですが、配送トラック到着後、速やかに給食コンテナを直接教室前まで配送するというんですけれども、これは時間的にできるんですか。

山本学校運営課長 まず、給食コンテナの考え方でございますが、2クラス分の給食並びに食器類を一つのコンテナに梱包いたします。これはキャスターがついていますので押していくということでございますが、これを給食時間の前までに各クラスの前に配置していくということを想定しておりますが、調理から配送時間までについては現状ではできるといふふうに計算上考えております。

以上でございます。

沼本委員 例えば15学級あったとして、2クラスがセットになるわけでしょう。7回往復するわけですね。しかも、中学校は結構校舎の中が大きいですから5分ぐらいでできないんじゃないんですかね。

山本学校運営課長 5分でできるかという御質問でございますが、短時間では確かに5分～10分という問題が、どの程度というところまでは現実的にははかっておりませんが、私どもの市が模範といたしました調布市の事例を見ますと、十分に配送時間を確保できておりますので、それに沿って実施したいというふうに考えておりますので、時間的には確保できるというふうに考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項(8)を終わります。

竹尾委員長 日程第6 議案第30号 西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について(諮問)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第30号 西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について(諮問)、の提案理由を御説明申し上げます。

西東京市立中学校の給食につきましては、平成23年度及び24年度にて実施される計画となっております。給食を開始する時期及び給食費については、西東京市立中学校給食運営審議会条例第2条の規定に基づき諮問する必要が生じたものでございます。詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

山本学校運営課長 議案第30号 西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について(諮問)、につきまして、教育長の提案理由に補足して御説明申し上げます。

議案とともに御用意いたしております諮問文を御覧ください。

西東京市立中学校給食につきましては、平成23年度及び24年度で実施する本市の基本計画の実施計画に基づき、学校長や栄養士の代表から成る中学校給食開始準備検討委員会にて、事業が着実かつ円滑に実施できるように現状に即した細部への調査・研究を行っており、一定の方向性がまとまりつつあります。生徒及び保護者への影響が大きい中学校給食の各年

度における開始時期及び給食費の額について、西東京市立学校給食運営審議会において、検討、審議していただきたく、諮問するものでございます。

なお、議案を御承認いただいた後の予定といたしましては、平成23年早々までに方向性を見極めていきたいと考えているところでございます。

補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第30号 西東京市立中学校給食の開始時期及び給食費について（諮問）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 報告事項、を議題といたします。

質疑は後ほど一括して行いますので、説明を順にお願いいたします。

第1に、第1回市議会定例会報告、を議題といたします。

手塚教育部長 では、御報告の前に、大変恐縮ではございますが、資料の訂正をお願いしたいと思っております。

お手元に既に配付させていただいております「平成22年西東京市議会第1回（3月）定例会報告（教育関係）」という資料をお手元に御用意いただきたくと存じます。 よろしいでしょうか。

この資料の4ページ、4/12と書いてあるページでございます。最下段でございます。太字で書かれているところが、7 確かな学力の確保について。（1）放課後の補修事業について伺う。でございますが、この補修の修の字を、大変申しわけございません、学習の習に訂正をお願いしたいと思います。

沼本委員 事業もそうだね。授業だね。

手塚教育部長 授業です。すみません。補習と「事業」を教科の「授業」のほうに訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

竹尾委員長 おわかりですか、皆さん。

それでは、今のことを終わりにしまして、順次報告をお願いします。

手塚教育部長 それでは、改めまして、平成22年市議会第1回定例会におけます教育委員会に關します御報告をさせていただきます。

平成22年市議会第1回定例会は、本年2月26日から3月30日まで開催をされました。

初めに、条例関係でございますが、教育委員会が申し出をし、市長が提案した条例につきましてはございませんでした。

請願・陳情につきましては、平成21年市議会第4回定例会の最終日に文教厚生委員会に付託されました。学内介助員制度に関する陳情及び中学校の学内介助員制度に関する陳情の2件について、2月8日に文教厚生委員会が開催され、2件の陳情とも趣旨採択をされております。その後、平成22年市議会第1回定例会の本会議におきましても趣旨採択をされたものでございます。

続きまして、代表質問及び一般質問につきましては、3月1日に代表質問、3月2日から4日までに一般質問が行われ、3会派、18名の議員から質問が寄せられました。

主な内容といたしましては、中学校完全給食実施に向けた取り組み、学校施設の適正規模・適正配置の取り組み、学校の土曜日授業の取り扱い、小一問題、中一ギャップ、環境教育の取り組み、児童・生徒への自転車安全教育、地域が支える学校支援活動、総合型地域スポーツクラブ、東京国体に向けた取り組み、ひばりが丘団地内グラウンドの取り扱い、国民読書年と図書館事業等、多岐にわたってございます。詳細につきましては、後ほど、お手元に既に配付しております資料を御参照願いたいと思います。

まことに簡単で恐縮ではございますが、以上、報告とさせていただきます。

竹尾委員長 続きまして、児童・生徒数について、を議題といたします。

櫻井教育企画課長 それでは、平成22年4月7日現在の児童・生徒数について、御報告させていただきます。

資料の「児童数・学級数状況表」を御覧ください。表面のほうは小学校児童数で、裏面が中学校生徒数となっております。

まず、表面の一番上の表A、通常学級を御覧ください。合計欄の右下の部分でございますけれども、4月現在、小学校19校で児童数は9,311名、学級数291学級でスタートしております。平成21年の同時期と比べますと、児童数は昨年度が9,345名となっております。34名の減、学級数は同数となっております。増減の状況を見てみますと、増えている学校でございますが、中原小学校が79名、碧山小学校が11名、上向台小学校が18名、住吉小学校が23名、ほかに増えている学校が4校ございます。逆に児童数が減っている学校でございますが、東伏見小学校が22名、向台小学校が20名、栄小学校が20名、東小学校が36名、けやき小学校が20名減っております。そのほか6校が昨年同時期と比べ児童数が減っております。総数といたしましては、児童数で34名の減、学級数は増減なしでございます。

続きまして、裏面の一番上の表A、通常学級を御覧いただきたいと思っております。中学校生徒数・学級数でございます。合計欄の右下の部分でございますが、4月現在、中学校9校で生徒数合計が3,933名、学級数が112学級でございます。昨年の同時期と比べますと、生徒数は昨年度が3,902名となっておりますので、31名の増、学級数は昨年度が111学級で1学級の増ということになっております。増減の状況でございますが、生徒数が増えている中学校は、田無第一中学校が71名、ほかに、微増でございますが2校が増えています。一方、生徒数が減っている中学校でございますが、青嵐中学校が39名、そのほか2校がわずかでございますが減っております。そのほか3校については、生徒数の増減がございませんでした。

なお、平成22年度から東京都の小一問題、中一ギャップ解決のための試行的な取り組みといたしまして、小学校、中学校の新1年生につきましては1学級を39名として学級数を決定しております。西東京市では、小学校1校、中学校1校につきまして、教員加配により、各1学級ずつ学級数が増えています。

また、中学校通級指導学級といたしましては、新たに平成22年度より田無第二中学校に

開設いたしましたので、中学校生徒数・学級数状況表のC表として掲載させていただきました。

以上、簡単ではございますが、児童・生徒数の報告とさせていただきます。

竹尾委員長 続きまして、平成22年度西東京市教育委員会研究奨励事業 研究指定校・奨励校・研究奨励教員グループ一覧、を議題といたします。

岡本統括指導主事 私から、教育委員会研究奨励事業について、概略を御報告させていただきます。

研究指定校・研究奨励校につきましては、西東京市教育計画に基づきまして実践的な研究をお願いしております。

まず、研究指定校につきましては、昨年度から引き続きの2年次校が3校ございます。柳沢小学校は、思考力・判断力・表現力と学び合いをテーマとして研究を進めております。住吉小学校は、問題解決的な学習をテーマに研究を進めております。田無第一中学校は、言語活動の充実をテーマとして研究を進めております。

本年度に研究指定校として新たに指定をいたしました1年次校は6校ございます。保谷第二小学校は、言語活動と理数教育の充実をテーマとして研究を進めております。芝久保小学校は、自尊感情・自己肯定感の育成をテーマとして研究を進めております。けやき小学校は、体育・健康教育の充実をテーマとして研究を進めております。保谷第一小学校と栄小学校、青嵐中学校の3校は、小・中連携教育をテーマとして研究を進めております。そのほか、研究奨励校につきましては6校、研究奨励教員グループにつきましては2グループを指定しております。

以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、平成21年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について、を議題といたします。

南里教育支援課長 平成21年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について、御報告いたします。

(1)入室児童・生徒の状況でございます。平成21年度の適応指導教室入室者数は、合計で49名。スキップ田無教室が28名、スキップ保谷教室が21名でございます。うち、年度中の復帰者は3名、進級または進学時の復帰者が22名、継続予定者が23名、その他進路未定が1名でございます。

次に、(2)入室生徒の中学卒業後の進路でございます。中学3年生、24名の進路につきましては、表のとおりでございます。未定者が1名、転居のため不明が1名、22名が都立高等学校等に進学しております。

簡単ではございますが、以上、報告させていただきます。

竹尾委員長 続きまして、平成22年度公民館事業計画について、を議題といたします。

相原公民館長 平成22年度公民館事業計画について、お手元の資料により御報告させていただきます。

恐れ入ります、4ページをお開きください。

平成22年度の事業方針といたしましては、公民館は、地域の中にある館であることを大

切にした運営に力を注ぐことを事業方針としております。

活動目標といたしましては、日常生活に密着した社会教育施設として、地域住民の生活課題や地域課題を見据えた事業、地域づくりにつながる視点を持った事業の実施を活動目標としております。

事業の実施に当たり、重点事業を5点定めております。

1点目は、積極的なロビー活用による市民交流の場づくりでございます。公民館は、学びやサークル活動の場としてだけでなく、誰にでも開かれた場であることを広く市民に知っていただくために、公民館の顔であるロビーの活用を工夫してまいります。

2点目は、情報提供機能の有効活用でございます。昨年度、各館の登録団体情報を一元化した「団体情報一覧」を作成いたしました。初めて地域活動に参加したいと思っている市民の学習相談のツールとして有効活用してまいります。

3点目は、新しい利用層の開拓でございます。活発に公民館を利用している市民がいる一方で、公民館の存在や活動についてあまり知らない市民もおります。PR方法の一層の創意工夫に努めてまいります。

4点目は、より主体的な学習に向けての事業の組み立てでございます。市民がより積極的な学習ができるように、事業を計画的に運営していく必要があります。市民の主体的かつ相互学習的な学びが可能となるよう事業の組み立てを工夫してまいります。

5点目は、利用者懇談会の充実でございます。利用者懇談会が、より地域に開かれた懇談会となるよう、出席者の人数を増やすことや開催方法の工夫に努めてまいります。

5ページは、中央館の柳沢公民館が取りまとめる事業でございます。公民館運営審議会の運営や職員研修などを行ってまいります。

恐れ入ります、6ページをお開きください。

全館が共通して行う事業でございます。市民活動の支援といたしまして、公民館だよりの発行や学習支援保育などを行ってまいります。

7ページの市民との共同等といたしまして、利用者懇談会や市民活動事業などを行ってまいります。

恐れ入ります、8ページをお開きください。

8ページから14ページにかけては、各館が予定しております公民館主催事業でございます。各館が予定しております事業につきましては、この事業計画の事業方針や活動目標などに沿って各館の担当者が具体化していくこととなります。事業の実施に当たりましては、事業目的、学習内容や講師などの詳細を記載した事業計画書を公民館運営審議会に提出し、審議会でもいただいた意見を参考に実施することとなります。

個別の事業説明につきましては、多岐にわたっておりますので割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

竹尾委員長 次に、平成22年度図書館事業計画について、を議題といたします。

奈良図書館長 平成22年度図書館事業計画について、御説明いたします。

恐れ入ります、お手元の資料の1ページ目を御覧ください。

図書館の運営方針について、要点を御説明いたします。

1番の目標ですが、図書館は、生涯学習の拠点として、市民の創造的学習への援助を行い、市民が期待する図書館サービスを提供します。

次に、2の指針ですが、平成22年度図書館事業計画を図書館運営の指針といたします。事業計画につきましては、2ページと3ページにお示ししております。

次に、3の事業評価ですが、前年度の事業につきまして、図書館の自己評価と図書館協会による二次評価を実施いたします。あわせて、現在、利用者満足度調査を行っています。評価の結果は、図書館ホームページ及び図書館だよりに公表する予定です。

4の重点事業につきましては、特に重要と考えている2つの事業について、御説明いたします。(4)の第2期西東京市子ども読書活動推進計画の策定につきましては、今年度をもって第1期計画が終了することに伴い、次期計画を策定するものでございます。(5)の西東京市誕生10周年記念事業(郷土の歩み・図書館資料展)につきましては、市制10周年を祝う事業で、図書館が所蔵している写真や修復資料の展示等を実施いたすものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

2ページから3ページにかけて、平成22年度の図書館事業計画をお示しさせていただきました。

1番目の図書館資料の収集と保存から、施設・備品の整備等、17項目の事業を計画しています。内容につきましては詳しい説明は割愛させていただきますが、よろしく願いいたします。

以上、図書館の事業計画を御説明いたしました。

竹尾委員長 最後に、平成22年度菅平少年自然の家事業計画について、を議題といたします。

磯崎社会教育課長 それでは、私のほうから、平成22年度菅平少年自然の家事業計画について、御報告申し上げます。

裏面を御覧願います。

菅平少年自然の家の事業は、前年度と同様に、移動教室の受け入れと一般市民への施設提供でございます。

移動教室の受け入れは、西東京市立の小学校全19校の受け入れをいたします。移動教室の利用予定人員は、児童に引率教員、看護師、バス乗務員などを含めました延べ人数で3,550人を予定しております。移動教室受け入れのときの少年自然の家の職員は、児童が安全に伸び伸びと活動できるように、現地菅平地域での案内や引率教員への協力など、移動教室活動の補助を行います。

一般市民への施設提供では、利用予定者数を前年度の一般利用実績を踏まえまして、延べ人数で2,250人を予定しております。また、近隣市の5市で構成する多摩北部都市広域行政圏協議会の施設相互利用事業にも引き続き参加し、利用者の拡大を図ってまいります。施設面では、社会教育施設として利用者にとって安全で、かつ快適な施設であるよう管理運営に努めてまいります。

なお、菅平少年自然の家につきましては、平成23年度内の廃止に向け準備を行うこととなっておりますので、市長部局に移管するための関係部署との調整と手続きを進めてまいります。

以上、報告申し上げます。

竹尾委員長 どうもありがとうございました。

説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

沼本委員 児童数の状況についてですけれども、昨年と比べて小学校の児童数が減ったというのは、これは新入生の数が減ったということですか。

櫻井教育企画課長 昨年の同時期で1年生の状況を見てみますと、平成21年度のときに児童数は1,557名となっております。それから、1年生、同じく22年の4月7日は今回は1,552名ということで5名ほど減っております。ですから、1年生としての入学の部分としてはそれほど大きな変化はないのではないかというふうに思っております。

沼本委員 それ以外の要因というのは何ですか、考えられることとしては。

櫻井教育企画課長 そのほかのところで申し上げますと、昨年の6年生が合計で児童数でいいますと1,613名になっております。それで今回は1,565名ということで、前回の卒業生のほうが数多くて、その分で全体として減っているのかなというふうに思っております。その分、今回中学校生のほうが増えているということになります。

沼本委員 そういうことなんですね。

櫻井教育企画課長 はい。

森本委員 スキップ教室についてお伺いしたいんですけども、スキップ教室は基本的には不登校児などの受け入れということが主なのかと思うんですけども、実際に入室してこられる不登校児の割合というんですか、例えば皆さんスキップに来られるわけではないと思うんですが、その辺のあたりとかはどれぐらいの割合で来られるんでしょうか。

南里教育支援課長 西東京市におきましては、不登校児童全体、児童・生徒数の3割程度がスキップ教室に通っております。この数字は、近隣市に比べましてもかなり高いものと思っております。

以上です。

沼本委員 今のスキップ教室なんですけども、指導する職員の数とか、どういう方が指導なさっているのかということをおっしゃって具体的に。

南里教育支援課長 両教室各7、8名程度の指導員によって指導が行われております。

内訳といたしましては、市の嘱託員、都の嘱託員、あと臨時職員でございます。都の嘱託員、市の嘱託員につきましては、校長経験者、退職者ですとか、元養護教諭等でございます。

沼本委員 学校に、このスキップ教室に登校というのか、来まして、子どもたちに1日、どういうふうな生活をさせているんですか。

南里教育支援課長 毎年、両教室で教育計画というのを立てております。その中で、時間割を決めまして、毎日、指導の時間、それからグループ活動の時間、実習的なもの等を含めて1日の計画を立てて、登室した子どもたちに指導しております。

以上です。

沼本委員 そうすると、その子に合わせた指導ということですか。

南里教育支援課長 両教室におきまして若干の違いはあるんですけども、基本的には大まかな時間割は組んでおります。スキップ田無教室につきましては、定例的な時間割ですので、そのときに来ている子どもたちにその時間に適宜指導員が指導しております。それから、スキップ保谷教室につきましては、来た児童の状況を見まして、その場で時間割を若干変更して組むこともございますが、ある程度一定した時間割の中で指導しております。

沼本委員 スキップ教室で生活をさせながら、最終的には学校に復帰させることがねらいですよ。それはどのような具体的な方策でやっているんですか。

南里教育支援課長 復帰者の割合を見ますと、やはりほとんどが高校進学時に復帰という児童・生徒がほとんどでございます。ただ、年度途中ですとか進級時に復帰する場合には、移行期間というんでしょうか。一応、試行的に学校に何日か戻ってみるというようなことを、担任の先生、学校等と調整して行って、スムーズに学校復帰ができるように指導はしております。

以上です。

角田委員 普通学級に入っているお子さんで、小学校も中学校もそうですけど、特別支援に適というようなお子さんがいた場合は、途中からでもかわるといことはあり得るんですか。また、その場合はどのような形で、保護者が決めるのか、学校ないしは教育委員会で決めるのか、ちょっと教えてください。

南里教育支援課長 特別支援という場合ですと、通常の学級に通っているお子さんであれば、適応指導教室ではなくて、例えば通級指導学級等への入室になると思います。その場合は、当然学校の担任の先生と保護者の方、御本人の様子等を総合しまして、保護者の方から通級の入級の申し込みがある場合もございますし、担任の先生を通して、保護者の方がこちらのほうに通級の入級相談に来ましたという場合もあります。適応指導教室につきましては、不登校という状況のお子さんが通う場所ですので、それにつきましては原則受け付けがあった段階でスキップ教室の見学をしまして、その後、教育支援課でスキップの入室の相談をしまして、体験等を経て入室という形になります。

沼本委員 これは、この資料のことではないんですけども、あるところのスキップ教室の実態の中で、これは中学校ですけれども、学校でいじめの問題があって、いじめられている子どもが要するに学校に行けないから、その行く場としてスキップ教室に行くというふうなケースがあることを私もよく知っているんですけども、そういうのは西東京市というのはどうなんですか。

また、そういうことがもしあれば学校に対してどのように対応しているんですか。

南里教育支援課長 いじめで学校になかなか登校できないといった相談が入った場合には、基本的には教育支援課に入った場合には教育相談という形でいじめを主訴とした形で御相談を受けることになると思います。ただ、その状況に応じて、当然それが不登校という状況になっている場合には、例えばそのお子さんの個々の状況を見まして、適応指導教室が果たしてそのお子さんのそういう状況を回復できるのかということも含めて十分に検討しております。ただ、その間、当然担任の先生ですとか在籍校の先生方を含めて調整をして、そのお子

さんの状況等を総合的に考えた上で適応指導教室に入室する場合がありますし、また、教育相談の中で相談を続けた中でその状況の改善を図るといったようなやり方があると思います。沼本委員 それは、その子どもの問題だけを改善させても無意味なんですよ、いじめの問題について不登校になった場合には、学校の中での連携をしながら、学校の中を変えていかなきゃいけないわけなので、そういう視点でもこれからやっぱり対策を考えていただきたいと思います。

南里教育支援課長 そのとおりだと思います。今、子どもの対応だけについて不登校の状況の改善のことを申し上げましたけれども、当然その根本のいじめというものを解決するためには、学校との連携、学校の個々の対応等がとても重要だと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第8 その他、を議題といたします。

教育委員会全般のことについて何か御質問等ございましたら、御発言を願います。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成22年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時04分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員